

【提出にあたっての留意事項】

◇年金受給権者 住所変更届

- ◎楷書ではっきりとご記入ください。
- ◎住所は、番地、建物(マンション・アパート)名、部屋番号、〇〇方などまでご記入ください。
- ◎この届出により複数の年金の住所の変更ができますので、すべての年金の年金コードをご記入ください。
- ◎受給権者が自ら署名する場合は、押印は必要ありません。
- ◎実施機関の住所登録の便宜上、書類の郵送に支障のない範囲で番地、建物名など記載された住所の一部を省略して登録することがあります。

※日本年金機構から年金を受けられている方は、下記についてもご覧ください。

◇住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

- ◎住民基本台帳による住所の更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には年金事務所への届出が必要となります。(日本年金機構に住民票コードの収録のない方も同様)
- ◎住民基本台帳による住所の更新を申出された方で日本年金機構に住民票コードの収録がされている場合、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
- ◎住民票住所とは別の住所へ通知書等の送付を希望される方で日本年金機構に住民票コードの収録がない場合は、住民票コードの申出もしくは住民票の写しの添付が必要となります。